

# 加工承認

## 第1 概要について

法定外公共物の占有は、法定外公共物財産の一部を専ら申請者の目的のために使用するものであり、よって占有する区域の管理は申請者が行うべきものである。また、占有のために設置する施設や構造物は申請者の財産となる。

これに対して加工とは、既存の法定外公共物財産である水路や道路に附属する施設や構造物を、法定外公共物本来の目的に応じた利用に供するために、その形状や構造に手を加える行為であり、工事完了後の申請施設や構造物は法定外公共物の財産となる。

以上のように占有と加工とは異質な行為であることから、防府市が法定外公共物の管理事務を開始した平成17年度以降においては、占有と加工とは異なる申請として取り扱っており、それぞれの申請件数はほぼ同数である。

しかしながら、防府市法定外公共物管理条例には、里道や水路等法定外公共物財産の改修工事等についての承認に直接該当する規定はないが、公共物財産の管理者以外の者がみだりに当該財産の形態を変更することは、場合によっては、その機能を低下させ又は地域住民同士の間において利害得失が相反することとなるおそれがあるので、的確な規制も必要と考えられる。

そこで、防府市法定外公共物管理条例第3条の規定を根拠として、以下のとおり加工承認について規定するものである。

## 第2 要件について

### 1 加工承認しようとする法定外公共物の範囲が明確であること。

- (1) 法定外公共物は、隣接地との境界が明確でないことが多く、財産の確保、境界をめぐる将来の紛争防止のために、加工承認に先だて境界確認を行う必要がある。ただし、占有物件とは異なり加工承認に基づいて設置された施設の所有者及び管理者は防府市となることを根拠に、境界確認の要・不要を判断する。
- (2) 境界確認は、「境界確定」に基づき「境界確認書」を取り交わすものとする。ただし、将来、境界をめぐる紛争を生じるおそれがないと判断され、かつ、財産処分的前提として占有許可を行うもの以外については、「境界確認協議申出書」の提出及び「境界確認書」の取り交わしを省略することができる。
- (3) (2)のただし書きにより「境界確認書」の取り交わしを省略するときは、「境界確定」の「5境界立会及び確認」に準じて現地立会を行うこととし、立会後は、立会日時、立会者の氏名、証言、現地の図面、写真を記録・保管しておくこと。

### 2 加工承認により当該法定外公共物の用途又は目的が阻害されないこと。

- (1) 宅地造成等により、法定外公共物が駐車場や店舗等に取り込まれるおそれがあるときは、事業用地外に付替えさせる等の指導をすること。ただし、存置せざるを得ないときは、法定外公共物の存在を明確にさせ、取込防止に適切な措置を講じさせること。（見切りコンクリートを設置の上、マーカー表示の指導をすること等）
- (2) 加工承認の範囲は、その目的から考慮して最小限のものであること。

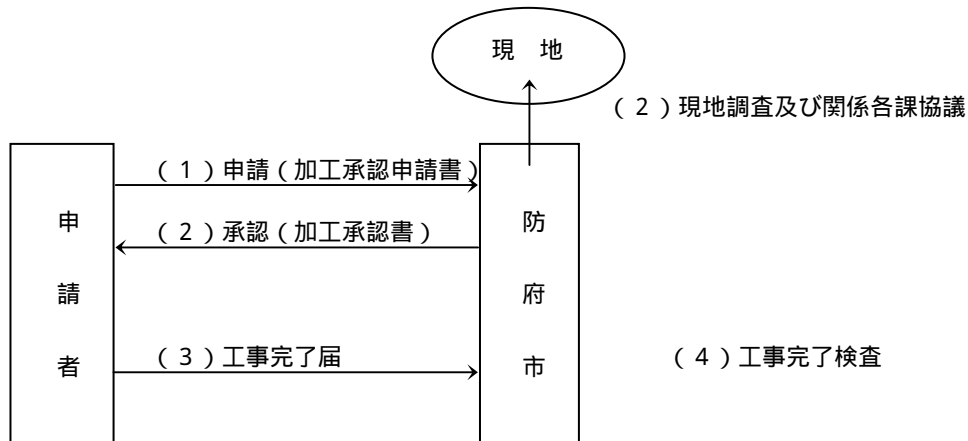
## 第3 事務処理について

### 1 処理順序

- (1) 申請者は、工事着工の10日前までに、法定外公共物加工承認申請書（第35号様式）及び必要書類を市長に提出すること。
- (2) 市長は、現地調査等を行うとともに機能管理担当課など関係課に意見の照会を行なう。

- (3) 加工を承認することが適当と認められた場合、市長は、法定外公共物加工承認書(第 37 号様式)を申請者に送付する。加工承認の箇所を管理図面に記載しておくこと。
- (4) 申請者は、法定外公共物承認工事完了届(第 38 号様式)を市長に提出すること。
- (5) 市長は、工事完了検査を実施すること。

## 2 フローチャート



## 3 申請書類及び留意事項

- (1) 法定外公共物加工承認申請書(第 35 号様式)
- (2) 添付書類
  - 同意書(第 2 号様式)、誓約書(第 36 号様式)
  - 承認工事完了後の施設は、防府市が管理することとなるため誓約書の提出を求める。  
同意者の範囲については、「5 その他留意事項」を参照
- (3) 添付図面等
  - 位置図  
不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し又はその地図に準ずる図面の写し隣接者を公図の写しに記載すること。
  - 現況平面図  
申請箇所の官民境界線を明示すること。
  - 求積図
  - 計画平面図  
申請箇所の官民境界線を明示すること。
  - 縦横断面図  
計画前後の官民境界線を明示すること。
  - 構造図
  - 現地写真

## 4 加工承認工事完了後の手続

- (1) 申請者から法定外公共物加工承認工事完了届(第 38 号様式)の提出により、検査を行うこと。(必要に応じて機能管理課の検査を依頼する)  
なお、完了届に添付された工事写真により申請どおり施工されたことが確認できる場合は、その写真により完了検査に代えるものとする。
- (2) 申請どおり施工されていないときは、期限を付して手直し若しくは原状回復を命じ、再度検査すること。
- (3) 境界標を設定させた場合、申請図面(計画平面図)に記載された境界標と現地の境界標と

が一致するか確認すること。

## 5 その他留意事項

### (1) 代替施設設置のための工事

宅地造成や道路・水路等の改修などにより、当該従前の財産を用途廃止後、譲与（譲渡）し、新たに設置される道路・水路等については寄附を受けることとなる場合には、これらの申請に先立って、法定外公共物占用許可の申請をさせ、当該申請書に工事完了後の措置として、代替施設の用途廃止、用途変更、寄附等の計画を明示させること。

工事完了後の措置については、用途廃止、用途変更及び寄附に掲げるところにより、従前の施設との関連その他の計画の適否を検討し、当該計画による財産処分が受けられるか否かについての問題点がある時は、その旨を十分指導しておくこと。

### (2) 法定外公共物の整備等について

除草や浚渫などの通常管理のほか、法定外公共物の整備や損傷を防止するための部分的な補修等で、法定外公共物の幅員が変更されることのない場合においては、承認を要しないものとする。

### (3) 官民境界の明示について

工事施工前と施工後で現地の形状に変動があり、境界が不明となるおそれがあるものについては、官民境界に境界標を設定させること。この場合において、現況平面図、計画平面図及び横断図には、施工前と施工後の官民境界を明示させるとともに、計画平面図には境界標を図示させること。

特に、自己の所有地を利用して拡幅するような場合は、法定外公共物と民有地が同一の利用形態となり区別できなくなるため、法定外公共物と民有地との境界に境界標を設置させること。

### (4) 工事写真について

着工前及び完成写真（前後の対比ができるように同一箇所での撮影のこと）

工程写真については、対象構造物の種類ごとに一連の工程写真を提出するものとし、同一構造や同一断面の場合はその延長が10m未満のときは1箇所、10mを以上のときは起終点における工程写真を提出するものとし、測点ごとの写真については不要とする。

境界標識の設置状況写真

（箇所が多い場合は協議によるものとし、最低起・終点のものは提出が必要である）

同意者の範囲について

加工の内容	同意者の範囲
自己所有地の範囲内に、自己の擁壁等を設置するための土工事	● 自治会長 ● 水路に関する場合は、自治会長と水利関係者 ● 上記のほか、工事（掘削等）の範囲が隣接地との境界に及ぶ場合は、隣接地の所有者
架 橋	● 自治会長、水利関係者 ● 申請物件が隣接地との境界に接する場合は、隣接者の同意が必要
既存の法定外公共物施設である擁壁や水路	● 自治会長 ● 水路、堤塘を加工する場合は、自治会長と水利関係者 ● 工事の範囲が隣接地との境界に及ぶ場合は、隣接地の土地所有者
その他	● 自治会長 ● 水路、堤塘を加工する場合は、自治会長と水利関係者 ● 申請内容により影響を与えると判断される範囲の土地所有者